

町田市 中小企業者向け

各種補助金の ご案内



産業見本市出展事業補助金

Check!
対象者
拡大

補助金上限
30万円

特許権等取得事業補助金

Check!
対象者
拡大

補助金上限
10万円

Check!
申請回数
拡大

対象者

- 中小企業者のうち、以下の要件をすべて満たしていること
- 町田市の個人市民税又は法人市民税の納税者であること
 - 3ヶ月以上事業を営んでいること
 - 市税を完納していること

■中小企業者の範囲及び小規模企業者の定義(中小企業基本法第2条)

業種	①製造業等、建築業 その他の業種(②~④を除く)				②卸売業	③サービス業	④小売業
	中小企業者 (いずれかを 満たすこと)	資本金の額又は出資総額	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	
		常時使用する従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下	
小規模企業者		常時使用する従業員数	20人以下	5人以下	5人以下	5人以下	

町田市経済観光部産業政策課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
TEL: 042-724-3296 FAX: 050-3101-9615

市ホームページから申請書をダウンロードし、
申請書及び必要書類を作成の上、産業政策課
まで郵送又は持参にてご提出ください。

「拡げる」チャレンジ
町田市は事業者が競争
力を高めるチャレンジ
を支援します。



産業見本市出展事業補助金

事業概要

各種見本市や展示会に出展する際の経費の一部を補助します。

補助対象事業

年度内に開催される国内、オンライン、国外の見本市、展示会等（一部を除く）に出展する事業。※申請は、国内、オンライン、国外各1回までです。



詳しくCHECK

■補助対象経費・補助割合・上限金額

補助対象経費	補助割合	上限金額
コンテンツ作成費（※1） 出展料（※2）	中小企業者：1/2以内 小規模企業者：2/3以内 トライアル発注認定事業者：3/4以内	30万円

※1 出展する見本市や展示会で使用する、カタログ・パンフレット、動画等の作成に係る費用を対象とします。また、契約から支払いまでが年度内に行われるものに限りです。

※2 オンラインの場合、出展参加料、ページ掲載料、商談機能使用料等を指します。

■スケジュール



特許権等取得事業補助金

事業概要

特許権等を取得する際の経費の一部を補助します。

補助対象事業

年度内に実施する①特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願、又は②特許出願についての審査請求



詳しくCHECK

■補助対象経費・補助割合・上限金額

	補助対象経費	補助割合	上限金額
① 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願	出願料（印紙代）	10/10（全額）	特許権・実用新案権・意匠権：10万円 商標権：5万円
	出願に係る弁理士手数料	中小企業者：1/2以内 小規模企業者：2/3以内	
② 特許出願審査請求時	特許出願審査請求料（印紙代）	10/10（全額）	10万円 うち、審査請求に係る弁理士手数料の上限は2万5千円
	審査請求に係る弁理士手数料	中小企業者：1/2以内 小規模企業者：2/3以内	

※弁理士手数料のうち、早期審査請求及び電子申請等に係る手数料は、補助対象外です。※共同出願の場合は事前にご相談ください。

■スケジュール



まだまだあります！

町田市の支援制度

※対象要件、申請方法などが異なります。詳しくは、各ホームページをご確認ください。

■新商品・新サービス開発事業補助金

新たな商品・サービスの開発経費及び実証実験経費の一部を補助します。



■トライアル発注認定制度

中小企業者が生産する新規性が高く優れた商品・サービスを市が認定し、認定事業者の販路開拓を支援します。

